

一般競争入札等の対象となる金額の変更について（お知らせ）

少額随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号において、契約の種類に応じて定める基準額の範囲で地方公共団体の規則で定める額を超えないときに締結可能な随意契約）の基準額について、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、国において少額随意契約の基準額を引き上げる改正が行われたことから、本市においても、堺市契約規則等を改正し、随意契約を可能とする基準額等を引き上げます。

これに伴い、物品調達及び業務委託（工事関連業務を除く。）について、一般競争入札等の対象案件を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 変更内容

下記のとおり一般競争入札等の対象案件を変更します。

＜物品調達＞

	変更前	変更後
一般競争入札（電子入札）	予定価格 1 件 160 万円を超える案件	予定価格 1 件 300 万円を超える案件
公募型見積合せ	予定価格 1 件 30 万円を超え 160 万円以下の案件	予定価格 1 件 40 万円を超え 300 万円以下の案件

＜業務委託（工事関連業務を除く。）＞

	変更前	変更後
一般競争入札（総合評価一般競争入札を含む）	予定価格 1 件 100 万円を超える案件	予定価格 1 件 200 万円を超える案件

※堺市契約規則等の改正に伴い、契約書を省略（請書で代替）することができる金額及び契約保証金を免除できる金額についても予定価格 1 件 100 万円以下から 200 万円以下へ引き上げます。

2 適用開始時期

令和 7 年 10 月 1 日以降に公告・公表する一般競争入札及び公募型見積合せ等について適用します